

与謝野町空家等対策計画

与謝野町

平成30年12月

目 次

第1章 計画の目的・位置づけ等	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	1
4. 対象地区	2
5. 空家等の定義	2
第2章 現状と課題	3
1. 空家等の現状	3
2. 空家等における課題	4
第3章 空家対策における基本方針	6
1. 空家対策に係る基本的な考え方	6
2. 空家対策の取組みの方向性	6
第4章 空家等の調査に関する事項	7
1. 基礎調査	7
2. 所有者等調査	7
3. 意向調査	7
4. 特定空家等調査	8
5. 空家等情報の台帳化	8
6. 空家等の定期確認	8
第5章 空家等に対する施策	9
1. 所有者等による空家等の適切な管理の促進	9
2. 空家の活用を促進する措置の構築	11
3. 特定空家等に対する措置と手順の明確化	13
第6章 空家等対策の実施体制	17
1. 推進体制の整備	17
特定空家等判断基準	19

資料編	1
1. 空家等対策の推進に関する特別措置法	1
2. 与謝野町空家等の適正管理に関する条例	9
3. 与謝野町空家等対策協議会規則	12
4. 与謝野町空家等対策検討委員会設置要綱	13

空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第2項に規定される空家等対策計画
で定める事項

1. 対象地区、対象とする空家等の種類、基本的な方針
2. 計画期間
3. 空家等の調査
4. 所有者等による空家等の適切な管理の促進
5. 空家等及び除却した空家等の跡地の活用の促進
6. 特定空家等に対する措置その他の対処
7. 住民等からの空家等に関する相談への対応
8. 空家等に関する対策の実施体制
9. その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

第1章 計画の目的・位置づけ等

1. 計画策定の背景と目的

近年、わが国は少子高齢化の進展による人口減少時代を迎え、核家族化や社会的ニーズの変化、既存の住宅等の老朽化等により、全国的に空家が増加している状況です。

空家の中には、適切な管理がされていない結果として、防災、衛生、景観等の面から、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすものもあり、早急な対応が求められています。今後も空家の数は増加することが見込まれ、問題は一層深刻化することが懸念されます。

国では、この解決策として、平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）を全面施行し、空家に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための法整備を行いました。

本町では、これらの背景を踏まえ、誰もが安心・安全で、住みやすいと感じられる地域の安全確保と生活環境の保全を図り、併せて空家の利活用を促進するため、「与謝野町空家等対策計画」を策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、空家法第6条に基づき、本町における空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等に関する対策について必要な事項を定めるものとしします。

なお、本計画の推進にあたっては、「与謝野町空家等の適正管理に関する条例」や平成30年3月に策定した「第2次与謝野町総合計画」、また「与謝野町ひと・しごと・まち創生総合戦略」に定めている施策との整合性を図るものとしします。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5年間としします。

なお、各種施策の実施や社会情勢の変化等により適宜見直すこととします。

4. 対象地区

本計画の対象とする地域は、町全域とします。

5. 空家等の定義

本計画で使用する関連用語について、以下のとおり定義します。

(1) 空家等

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む）。（※国・地方公共団体の所有・管理を除く。）

(2) 特定空家等

①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態。②著しく衛生上有害となるおそれのある状態。③適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態。④その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等。

(3) 所有者等

空家等を所有し、又は管理する者。

(4) 住民等

町内に居住し、滞在し、通勤し、又は通学する者。

(5) 事業者等

町内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人。

第2章 現状と課題

1. 空家等の現状

総務省が5年毎に実施する「住宅・土地統計調査」によれば、平成25年時点で全国にある空家の数は820万戸で、空家率(住宅総数に占める割合)は13.5%と過去最高を記録しています。また、この内、賃貸用や売却用の住宅・別荘等を除く、管理不全の住宅等を含む空家の数は318万戸と全体の約4割を占め、平成15年時点と比較して1.5倍に増加している状況です。

本町においては、平成25年調査で空家の総数が1,160戸、空家率は11.9%と全国平均より低い結果となっていますが、管理不全の住宅などを含む空家が840戸と全体の約7割を占めており、全国平均よりも高い結果となっています。

一方、町独自の調査として平成27年度に町内全域で実施しました空家等実態調査では、「すぐにでも住めそう」が300戸、「廃屋化している」が61戸など、計585戸の空家を確認しています。

この実態調査以降も管理不全の空家の瓦や外壁等の飛散、また敷地内の草木の繁茂等の相談件数が増加しており、早期の対応が必要な状況にあります。

(※「住宅・土地統計調査」の空家数は、調査区域に指定された一部の地域の統計を取り、それを推計した数値で空家の実数ではありません。一方で、空家等実態調査の空家数は現地確認により空家と判定した空家の実数であり、調査方法が異なるため一致するものではありません。)

平成27年度 空家等実態調査の概要

調査方法	
調査の実施時期	平成27年7月～9月
調査対象	町内全域
調査内容	外観目視及び住宅地図マーキング調査によって、空き家の状態を4段階に分類

外観目視調査の結果概要

空家戸数	町内585戸	(岩滝127戸、野田川241戸、加悦217戸)
(1) 外観目視調査による空家の状態別戸数		
①すぐにでも住めそう	300戸	(岩滝85戸、野田川110戸、加悦105戸)
②修理すれば住めそう	154戸	(岩滝31戸、野田川78戸、加悦45戸)
③住むことは難しい	70戸	(岩滝5戸、野田川25戸、加悦40戸)
④廃屋化している	61戸	(岩滝6戸、野田川28戸、加悦27戸)
※空家全体の77%が「すぐにでも住めそう」、「修理すれば住めそう」		
※空家全体の10%が「廃屋化している」		

空家所有者アンケート調査の結果概要	
<p>外観目視の調査結果に基づき、「すぐにでも住めそう」に該当する<u>300戸</u>、また「廃屋化している」に該当する<u>61戸</u>の所有者又は納税義務者に対し、今後の活用方法等を問うアンケート調査を実施</p> <p>○アンケート調査の実施時期：平成27年9月30日～10月13日</p>	
【定住促進施策アンケート調査結果】※「すぐにでも住めそう」に該当する物件	
(1) アンケート発送件数	<u>270件</u> (該当戸数から宛名不明等除く)
(2) アンケート回答数	186件 (68%)
(3) 賃貸及び売却の意向のある所有者	<u>66件</u> (24%)
【特定空家等施策アンケート調査結果】※「廃屋化している」に該当する物件	
(1) アンケート発送件数	<u>41件</u> (該当戸数から宛名不明等除く)
(2) アンケート回答数	26件 (63%)
(3) 賃貸及び売却の意向のある所有者	<u>5件</u> (12%)
(4) 解体の予定の意向のある所有者	<u>8件</u> (19%)

2. 空家等における課題

(1) 所有者等の管理意識の醸成と空家等の発生予防

空家等は長期間放置されると、周辺に悪影響を及ぼす特定空家等の発生につながる可能性があるため、適切に維持管理される必要があります。

しかしながら、所有者等は相続等により空家等を取得するケースが多く、遠方居住等の要因により、空家等の現状や周辺に与える影響など、管理意識の希薄化が懸念されます。

このため、所有者等に対して継続的に維持管理意識の醸成に取り組むと共に、転出・相続等のきっかけを捉えて、利活用や適切な維持管理について働きかけを行うことが必要となります。

(2) 空家等の流通促進と活用支援

空家等の維持管理について、所有者等で行うことが困難であったり、空家等となっている理由として、維持管理や活用に関する所有者等の情報不足があります。

このため、「与謝野町空き家バンク制度」や維持管理代行業等の情報提供などにより、所有者等による自主的な流通を促進し、管理不全な空家等とならな

いよう維持管理することが必要となります。

(3) 管理不全な空家等の発生予防

空家等の維持管理について、遠方居住や経済的制約、また地域事情の情報不足により、空家等を適切に管理できない所有者もいます。

維持管理の方法がわからない等の要因によって空家等が放置されると、空家状態の長期化をまねき、周辺に悪影響を及ぼす特定空家等の発生につながる可能性があります。

このため、所有者等の維持管理ニーズに応えた維持管理等を支援することで、特定空家の発生を防ぐことが必要となります。

第3章 空家対策における基本方針

1. 空家対策に係る基本的な考え方

空家等は、個人の財産であるため第一義的な管理責任者である所有者等が自らの責任により適切に管理することが前提となりますが、地域の安心・安全な住環境の整備及び地域の活性化を図る観点から、関係機関等と連携して空家等の増加の抑制・利活用、公益上必要な措置等について総合的に取り組みます。

2. 空家対策の取組みの方向性

(1) 予防対策の推進

空家等の管理不全な状態が長期間続くと、活用が困難となるばかりか防災や衛生面で地域住民等の生命や財産に悪影響を及ぼす可能性が高まるため、所有者等の管理意識の醸成に努め、空家等の適切な管理や自発的な対処を促し、特定空家等にならないよう努めます。

(2) 利活用の促進

人口減少等により空家等の増加が予想されることから、空家等を地域の資源と捉え、流通等の促進を図り空家等の増加の抑制に努めるとともに、「与謝野町空き家バンク制度」により移住希望者の住居確保などに利活用し、地域の活性化や定住促進に取り組みます。

(3) 相談体制の充実

適切に管理されていない管理不全な空家等に関する住民相談の窓口機能と共に、所有者等を対象にした利活用や維持管理方法等の相談窓口機能を一元化した総合相談窓口を設置し、相談内容に応じた部署や専門家を紹介できる体制を整備します。

第4章 空家等の調査に関する事項

1. 基礎調査

町内の空家等の所在や状況等を把握するため、次の方法により空家等を調査します。

(1) 基礎調査

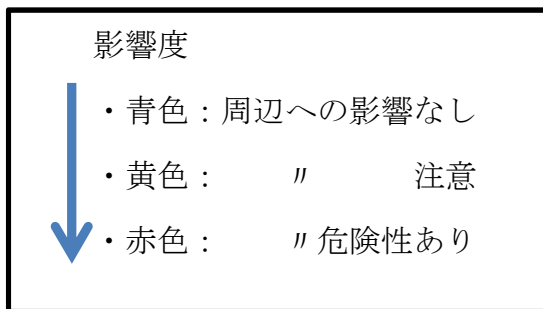
平成27年度に町内全域を対象とした空家等実態調査を行っており、調査結果について、「すぐにでも住めそうなもの」は観光交流課において、「廃屋化しているもの」は総務課で管理しています。

(2) 自治会等からの情報提供

基礎調査のほか、随時、住民や自治会等からの空家等の情報提供を受け付けます。

(3) 外観調査

基礎調査や自治会等からの情報提供をもとに、現地に赴き空家等の外観調査を行います。外観調査では、建物等の状態や周辺への影響度（青・黄・赤色）、使用実態などを確認します。



2. 所有者等調査

所有者等については、町が保有する情報のほか空家等が所在する地区の住民等への聞き取り等により所有者等を確認します。

3. 意向調査

所有者等に書面により、空家等の活用又は除却等の意向を確認します。

4. 特定空家等調査

空家等の管理不全な状況が継続し、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態にあり、かつ所有者等による改善がみられず周辺に悪影響を及ぼす危険性があると町が判断した場合は、空家法に基づく法的措置をとるため、町は空家等に立ち入り、特定空家等の判断のための調査を行います。

5. 空家等情報の台帳化

空家等対策を行うためには、空家等の状況の継続的な把握が必要であることから、基礎調査、外観調査、所有者等調査などに基づき、次に掲げる項目の空家台帳を整備し情報を管理します。

- ①空家等の所在地
- ②建物情報（用途構造、建電等）
- ③土地情報
- ④外観写真
- ⑤状態（周辺への影響度）
- ⑥所有者等の住所・連絡先
- ⑦問合せ・助言等の履歴
- ⑧その他情報

空家台帳 イメージ



6. 空家等の定期確認

空家等は、管理不全な状態が続くと、状態が悪化し特定空家等へと進行するため、空家台帳に登録した空家等について、定期的に状況を確認し、空家台帳を更新します。

(1) 確認方法と頻度

外観目視による現地調査を年1回以上行います。

(2) 確認後処理

周辺への影響度が赤・黄色（危険・注意）となる空家等については、所有者等へ現地の状況を写真付きでお知らせし、適切な管理を依頼します。

第5章 空家等に対する施策

1. 所有者等による空家等の適切な管理の促進

(1) 所有者等の管理意識の啓発

様々な情報媒体を活用し、所有者等に対し、空家等を放置することによる周囲への影響や問題点、適正管理を行うことの責務等を伝え、空家等に対する自主的な適正管理を促します。

- ・ 広報紙、町ホームページにおける住民等への周知
- ・ 固定資産税の納税通知書を送付する際にチラシ等を同封
- ・ 自治会等からのニーズに応じて講座や相談会を開催

法令等による責務等

法令等		責務等内容
空家法第3条		空家等の所有者又は管理者（所有者等）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。
建築基準法第8条		建築物所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。
民法	第233条	隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。
	第709条	故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
	第717条	土地の工作物の設置又は保全に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対しその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。
失火責任法		民法第709条の規定は失火の場合には之を適用せず。但し失火者に重大なる過失あるときは此の限りに在らず。
宮津与謝消防組合 火災予防条例第24条		空家の所有者又は管理者は、当該空家への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

(2) 相談体制の整備等

所有者等は、個別に様々な事情を抱えていながら、どこに相談したらいいかわからず困っている方もあるため、空家問題全般について相談できる総合相談窓口を総務課行政係に設けます。

また、専門的な内容の相談には、庁内の関連部署や民間事業者等、外部の専門団体への取り次ぎがスムーズに行えるよう、町の相談体制を整備します。

さらに、相続をはじめとする法律相談や、住まいに関する悩み等、専門家による相談会等の実施を検討します。

総合相談窓口では、以下の内容等について情報提供等の支援を行います。

区分	内容
空家	<ul style="list-style-type: none">・空家のままにしておくのはいけないことなのか・相続したがそのままになっている、困っている・「空家等対策の推進に関する特別措置法」とは何か
維持管理	<ul style="list-style-type: none">・維持管理方法を具体的に教えてほしい・遠方で管理ができないため管理業者を紹介してほしい・お金がかかるので最低限すべきことを教えてほしい
利活用	<ul style="list-style-type: none">・空き家バンク制度とはどのようなものか教えてほしい・売りたいので、町内の業者団体や窓口を教えてほしい・貸したいので、町内の業者団体や窓口を教えてほしい


(3) 自治会、空家管理事業者等と連携した空家管理

町は、空家等が放置されたまま管理不全な状態になることを防止するため、町内の自治会や関係行政機関と相互に連携・協力し、所有者等による空家等の適正管理を促進します。

町が所有者等から空家等の管理について相談を受けた場合は、空家等の管理ができる団体・事業者等の情報を提供することにより、空家等の見回り・目視点検、除草・植木の剪定、清掃、小修繕等の所有者等による適正管理を促進します。

(4) 管理不全状態の空家等に対する初期対応

地域住民や自治会等から管理不全状態の空家等について相談や情報提供があった場合、以下の手順で、所有者等による空家等の適正管理の促進に努めます。

- 
- ①住民・自治会等からの管理不全空家の相談や情報提供
 - ②管理不全状態の空家等についての状況把握
 - ③外観目視による現地調査及び写真撮影
 - ④所有者等の特定
 - ⑤所有者等へ適正管理に関する依頼文書及び現況写真の送付

2. 空家の活用を促進する措置の構築

空家等は、適切な管理がなされない状況が続くと、使用が困難になるため、次に掲げる取組を行い、空家等の増加の抑制や、空家等を地域資源として活用し、流動化を促進します。

(1) 空家の利活用に向けた誘導・支援等

▼「与謝野町空き家バンク」の充実

空家等の中には、建物の状態や敷地等の条件が良いにも関わらず、所有者等に不動産活用のノウハウがなく、依頼する事業者の心当たりもないこと等から、利活用されないままとなっている物件もあります。

本町では、空家等の所有者と移住・定住者等との間で必要となる情報の円滑な提供とコーディネートを行うことを目的に、「与謝野町空き家バンク」を観光交流課交流促進係に設置し、所有者等へ登録の案内を実施します。

また、今後は、町内の空家等の情報を登録・紹介するだけにとどまらず、町への移住・定住促進のための様々な施策に活用するため、「与謝野町空き家バンク」の充実を図ります。

▼円滑な移住定住のための理解の醸成

移住希望者に対しては、移住後に地域コミュニティへ溶け込めるような助言・情報提供を行い、地域の社会・経済活動への参加に向けた支援を行います。

また、地域の自治会等に対しては、移住者の受け入れに関する説明等を行い、積極的な推進のための理解の醸成を促していきます。

(2) 移住・定住支援を通じた空家活用の促進

▼京都府移住促進条例に基づく支援制度

本町は、京都府の「移住の促進のための空家及び耕作放棄地活用条例（平成28年京都府条例第26号）（以下「府移住条例」という。）」に基づき、平成28年7月に「移住促進特別区域」の指定を受け、町内の空家等と農地を一体的に活用する移住者に対する支援を行っています。

なお、これらの支援を受けることができる空家等は、京都府から指定を受けた「移住促進特別区域」内の「与謝野町空き家バンク」登録物件に限ります。

京都府移住促進条例に基づく支援制度

不動産取得税の軽減	空家改修等の助成	借入資金の金利負担の助成
空家・農地を取得した場合の不動産取得税を軽減	取得又は賃借した空家の改修費用を助成	空家取得・改修及び農地の取得のための借入資金の金利負担を助成
税率（通常の）1/2	補助金 最大180万円	補助金 最大0.5%相当額

▼地域が主体となり移住・定住者を呼び込む仕組みを支援

本町の「ひと・しごと・まち総合戦略」においては「ヒト」が最も重要であるとの共通認識のもと、移住者を呼び込む仕組みを行政だけでなく、地域が主体となった移住・定住者の増加に向けた取組みにより、地域に根付いた暮らしの共感者を本町に呼び込み、人の流れを作ることを支援していきます。

▼お試し居住の検討

町では、移住・定住促進を目的として、町外からの移住者を対象に、一定期間、本町の気候・風土・日常生活を体験できる施設として、町内にある空家等を活用した「お試し居住」^{*}の検討を行います。

▼「与謝野 I J U戦略プロジェクト」に基づく移住・定住促進に向けた支援策の検討

^{*} 町内の利活用可能な空家を町が移住体験住宅として借上げ、必要な修繕を行ったうえで、移住希望者等へ一定期間賃貸する事業です。

全国的に移住希望者、潜在的な移住希望者は増加する傾向にあり、仕事・住居等が確保されれば、移住が実現する可能性も高くなります。全国的に移住者を呼び込むための取組が行われていますが、本町におきましても、「与謝野 I J U 戦略プロジェクト」と銘打ち、町内の空家情報等の周知や移住体験などの移住施策に取り組んでおり、個々の移住者が真に求める支援が行えるよう更なる支援策を検討していきます。

(3) 様々な用途への利活用の推進

▼地域資源として良好な空家等の利活用を検討

まちづくりや地域交流、地域活性化、福祉サービス等の向上のために、自治会やNPO等の活動団体、民間事業者等によって、空家等を地域の活動拠点(コミュニティスペース、子育て支援施設、社会福祉施設等)として利活用する取組が各地で行われています。

本町においても、地域の状況や個々のニーズを踏まえ、空家等の利活用に係るこのような取組を支援していきます。

また、地域貢献のための施設として利活用したいとの要望がある空家等については、所有者等の意向を踏まえ、地域住民に情報を提供し、利活用希望者とのマッチングを図っていきます。

3. 特定空家等に対する措置と手順の明確化

管理不全化した空家等については、所有者等が自らの責任によりの的確に対応することが前提にあります。そのため、町は、事前調査により空家等の状況を把握し、所有者等へ情報提供するとともに、与謝野町空家等対策協議会の意見を聴取しながら、助言・指導の事前指導等を行い、所有者等が自ら空家等の問題を解消するよう促します。

事前指導等を行っても所有者等が問題の解消をせず、空家等からの影響が周辺に及び深刻で危険な状況にあるときには、特定空家等の判断及び措置、その他の対処に際して、与謝野町空家等対策協議会において十分検討と協議を行い、町長が認定することとします。

(1) 事前調査

住民等からの空家等の情報提供や、既に把握している空家等の定期確認の時期に外観調査を行い、空家等の危険性や周辺に与える影響を調査します。

(2) 事前指導等

所有者等に「空家等の所有者であること」「空家等の状況」「特定空家等に係るデメリット」のほか、所有者等としての責務について事前指導し、自発的な問題解消を促します。

また、所有者等に自発的な問題解消を行う意思の有無について確認します。

この事前指導等を実施しても自発的な改善がなされず空家等の影響が深刻で危険な状況であるときは、特定空家等の該否を判断し、該当の場合は行政措置へ移行することになります。

(3) 特定空家等の判断

①立入調査

空家法第9条に基づき、空家等に立入り改めて状況を確認します。

②措置案検討

立入調査の状況・影響を確認した後、行政措置の内容を検討します。

③特定空家等の判断

「特定空家等判断基準」により、空家等の物的状態、また周辺の建築物や通行人等に対して悪影響をもたらす恐れがあるか否か、更に悪影響の程度と危険の切迫性等の事項を勘案し、与謝野町空家等対策協議会で協議します。

(4) 行政措置

特定空家等と判断した場合には、次の手順により、空家法に基づく措置を実施しますが、措置の実施にあたっては、①空家等の物的状態の程度、②周辺への建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがあるか否か、③悪影響の程度と危険度の切迫性等を勘案し、その都度、与謝野町空家等対策協議会で慎重に検討したうえで行います。

①助言・指導

特定空家等の状況を改善するよう、期限を付し文書で助言・指導を行います。

す。併せて、「勧告」「命令」「代執行」による行政措置によって所有者等にかかる負担などを説明します。

②勧告

「助言・指導」を行っても改善がなされない場合は、「助言・指導」の内容を履行するよう勧告します。なお、勧告した場合、住宅用地に対する固定資産税の軽減特例措置を解除します。

③命令

「勧告」を行っても改善がなされない場合は、「勧告」の内容を履行するよう命令します。なお、命令が履行されない場合は、50万円以下の過料に処されます。

④代執行・略式代執行

「命令」が十分に履行されない場合で危険が切迫しているときは、代執行により所有者等に代わり町が危険な状況を解消し、代執行に要した費用は、所有者等が負担するものとします。

なお、所有者等が特定できない場合は、「助言・指導」「勧告」「命令」を経ず、略式代執行により町が危険な状況を解消します。

(5) 緊急安全措置の検討

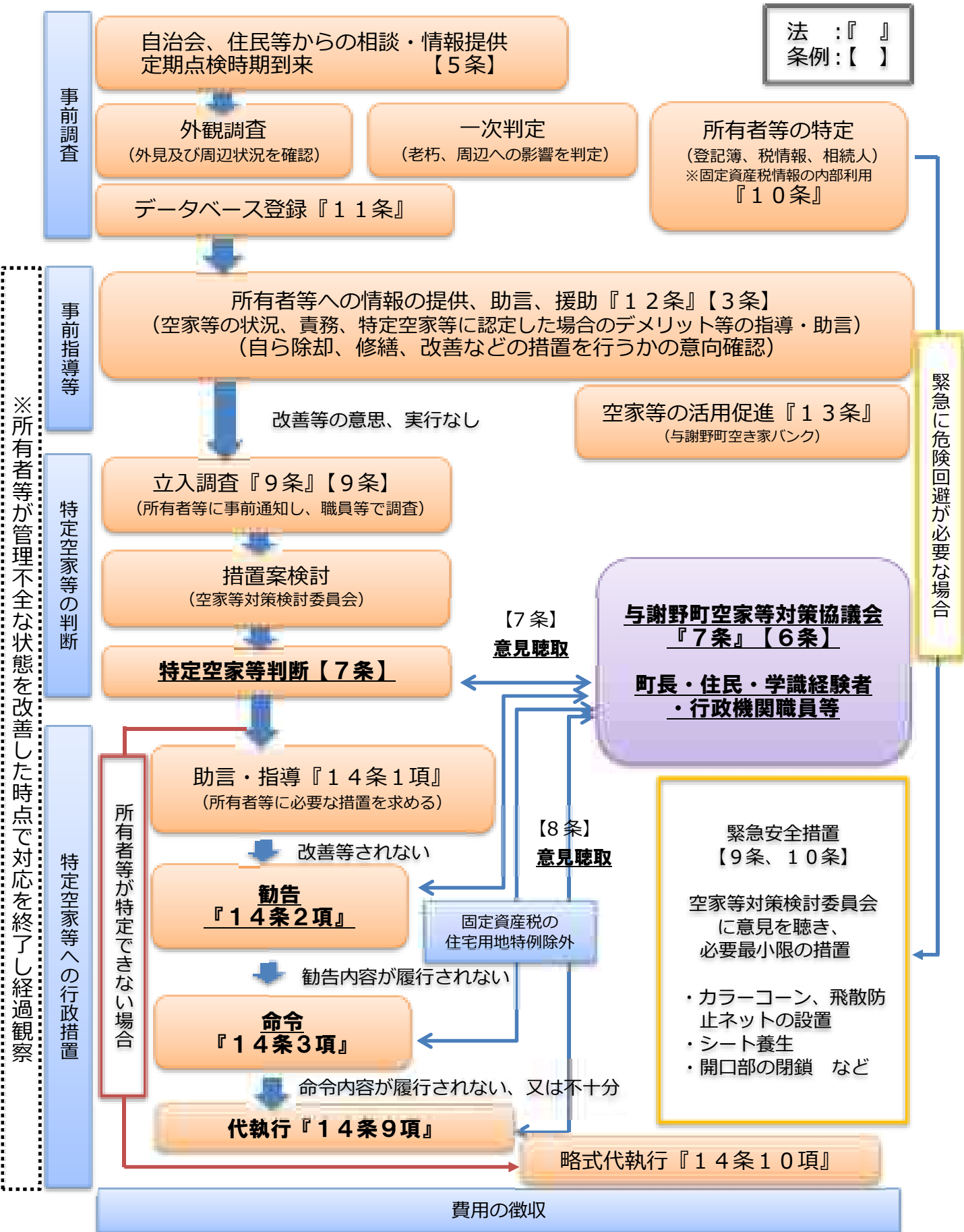
空家等が危険な状態で周辺に危害を及ぼすおそれがあり、緊急に危険を回避する必要がある場合に必要最小限な緊急安全措置を検討します。

なお、実施にあたっては、所有者等に対処の指導を行うことはもちろん、地元自治会へも協力を依頼し、それでも状況が改善されない場合に、緊急安全措置を実施するものとします。緊急安全措置の費用は、当該空家等の所有者等から徴収することができるものとします。

▼必要最小限の措置の例

- ・注意看板、カラーコーン、防護ネットの設置
- ・ブルーシート養生、開口部の閉鎖
- ・落下しそうな瓦等の除却

空家等に対する措置の流れ



第6章 空家等対策の実施体制

1. 推進体制の整備

(1) 与謝野町空家等対策協議会の設置・運営

本計画の作成・変更及び実施に関わる協議を行うため、空家法及び与謝野町空家等の適正管理に関する条例に基づき、平成30年2月に与謝野町空家等対策協議会を設置しました。

協議会は、町長を会長とし、地域住民、法務、不動産、建築等に関する学識経験者、関係行政機関の職員を委員として構成しています。

協議会では、計画の作成等のほか、特定空家等の判断やその措置について協議します。

与謝野町空家等対策協議会委員

No.	分野	推薦団体
1	大学教授	公立大学法人 福知山公立大学
2	弁護士	弁護士法人たんご法律事務所
3	建築士	一般社団法人 京都府建築士会
4	宅地建物取引業者	公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会
5	司法書士	京都司法書士会
6	土地家屋調査士	京都土地家屋調査士会
7	自治会代表	与謝野町区長連絡協議会
8	京都府職員	京都府（丹後土木事務所）
9	町長	

(2) 空家等対策検討委員会

空家等の問題は多岐の分野にわたり、庁内の各部署が連携して対応する必要があることから、庁内の各担当課からなる空家等対策検討委員会を設置し、連携体制を整えるとともに役割分担と担当部署を明確化します。

空家等対策検討委員会

No.	担当課等	役割分担
1	副町長	・空家等対策検討委員会委員長
2	総務課	・空家等対策協議会及び空家等対策検討委員会の運営に関すること

		<ul style="list-style-type: none"> ・空家等対策計画に関すること ・空家等対策における助言・指導、勧告、命令、代執行、緊急安全措置に関すること ・空家等に関する相談窓口に関すること
3	企画財政課	・空家等対策における財政支援等に関すること
4	防災安全課	・防災上の特定空家等への対応に関すること
5	建設課	・道路交通の安全確保等への対応に関すること
6	住民環境課	・生活衛生面の特定空家等への対応に関すること
7	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がいのある人のみの世帯等、社会的弱者への支援に関すること ・社会福祉施設、地域福祉活動等への活用に関すること
8	観光交流課	・空き家バンク制度による空家等の利活用に関すること
9	税務課	<ul style="list-style-type: none"> ・空家等の所有者把握に係る固定資産税課税台帳閲覧に関すること ・勧告を受けた特定空家等の固定資産税住宅用地特例除外に関すること
10	農林課	・田舎暮らし希望者等への農地に関する相談・対応

(3) 関係機関等との連携

空家等に関する相談に適切に対応するため、関係機関、民間団体との連携及び協力のもと空家対策を実施します。

関係団体	連携内容
弁護士・司法書士	相続に関する相談及び調査、財産の所有権移転手続き等
不動産関係	所有者の空家等利活用相談、空き家バンクの充実等
建築士	空家等の修繕、改善、耐震診断などの技術的な対応等
警察	危険回避のための対応等
自治会	空家等情報の提供、特定空家等発生の未然防止
その他	上記のほか、空家等対策の推進に必要な事項については、関係機関に協力を要請し、迅速、効果的な対応を行うものとします。

特定空家等判断基準

空家の物的状態が、空家法における特定空家等の定義で示す状態であるか否かの判断に際しては、本町の地域の特性を考慮した「判断基準」により判断することとします。

【特定空家等の判断基準】

空家等の状態	特定空家等を判断する基準
1. そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態	(1)建築物の倒壊等 建築物の倒壊等が、隣接道路の通行者、自動車その他の財物又は近隣家屋やその居住者、財物等に危害が及ぶおそれがある状態
	(2)屋根、外壁等の脱落、飛散等 建築物又はこれに付着する工作物の部材等が脱落、飛散等が、隣接道路の通行者、自動車その他の財物又は近隣家屋やその居住者、財物等に危害が及ぶおそれがある状態
	(3)擁壁の倒壊等 擁壁の倒壊等が、隣接道路の通行者、自動車その他の財物又は近隣家屋やその居住者、財物等に危害が及ぶおそれがある状態
2. そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態	(1)建築物又は設備等の破損等 建築物又は設備等の破損等により、著しく衛生上有害な物質の飛散その他の近隣住民の日常生活に支障を及ぼすおそれがある状態
	(2)ごみ等の放置、不法投棄 ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ等や、臭気が発生し、近隣住民の良好な生活環境を著しく阻害する状態

空家等の状態	特定空家等を判断する基準
<p>3. 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態</p>	<p>(1)適切な管理が行われていない結果、周囲の景観と著しく不調和</p> <p> 周辺の景観と著しく不調和な状態で、空家等が周囲に与えている影響の程度が、社会通念上許容される範囲を超えていると認められる状態</p>
<p>4. その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態</p>	<p>(1)立木の腐朽、倒壊、繁茂等</p> <p> 立木等の腐朽、倒壊、枝折れ等による落下や、立木等の繁茂等により、隣接道路の通行者、自動車その他の財物又は近隣家屋やその居住者、財物等に危害が及ぶおそれがある状態</p>
	<p>(2)空家等に住みついた動物等による生活環境の阻害</p> <p> 空家等に住みついた動物等の鳴き声その他の音、動物のふん尿その他の汚物の放置等により、近隣住民の良好な生活環境を著しく阻害する状態</p>
	<p>(3)建築物等の不適切な管理等</p> <p> 門扉や窓ガラスの破損等により、不特定の者が容易に侵入できる状態、また、建築物等の不適切な管理による落雪や敷地からの大量の土砂等の流出により、隣接道路の機能不全若しくは通行の妨げ又は近隣住民の日常生活に著しく支障を及ぼす状態</p>

1. 空家等対策の推進に関する特別措置法

平成二十六年十一月二十七日法律第二百二十七号

(目的) 参考

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ず

るよう努めるものとする。

(基本指針)

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策計画」という。)を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- 二 計画期間
- 三 空家等の調査に関する事項
- 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地(以下「空家等の跡地」という。)の活用の促進に関する事項
- 六 特定空家等に対する措置(第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。)その他の特定空家等へ

の対処に関する事項

七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査

をさせることができる。

- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第十三条まで

において同じ。)に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えな

ければならない。

- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなく第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置そ

の他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

1 2 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

1 3 第三項の規定による命令については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

1 4 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

1 5 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

(財政上の措置及び税制上の措置等)

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(過料)

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六

条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二七年政令第五〇号で、本文に係る部分は、平成二七年二月二六日から、ただし書に係る部分は、平成二七年五月二六日から施行)

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2. 与謝野町空家等の適正管理に関する条例

平成29年9月15日条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、町の区域内にある空家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、町民等（町内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。以下同じ。）の生命、身体及び財産を保護するとともに、その生活環境の保全及び安心で安全なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適正な管理に努めなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、第1条の目的を達成するため、空家等の適切な管理に関する施策を策定し、これを実施するものとする。

(町民等の責務)

第5条 町民等は、地域的生活環境の保全に努めるとともに、町が実施する空家等の適切な管理に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 町民等は、適切な管理が行われていない空家等を発見したときは、速やかに町長にその情報を提供するよう努めるものとする。

(協議会の設置)

第6条 法第7条第1項の規定により、与謝野町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、法に定めるもののほか、次に掲げる事項を協議するものとする。

(1) 特定空家等の認定に関すること。

(2) 特定空家等に対する措置に係る手続に関する事。

(3) その他町長が必要と認める事項に関する事。

3 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(特定空家等の認定)

第7条 町長は、空家等に関し第5条第2項の情報提供を受けたとき、又は特定空家等に該当すると思料するときは、法第9条第1項及び第2項の規定による調査(特定空家等の認定において、必要な範囲に限る。)を行うものとする。

2 前項の場合において、町長は、当該空家等が特定空家等であると認めるときは、当該空家等を特定空家等として認定するものとする。

3 町長は、前項の規定により特定空家等の認定をしようとするときは、あらかじめ協議会の意見を聴くものとする。

(特定空家等に対する措置に係る手続)

第8条 町長は、前条の規定により認定を受けた特定空家等の所有者等に対し、法第14条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令又は同条第9項若しくは第10項の規定による代執行を実施しようとするときは、あらかじめ協議会の意見を聴くものとする。

(立入調査)

第9条 町長は、法第9条に定めるもののほか、次条の規定の施行に必要な限度において、職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査(以下「立入調査」という。)をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解

積してはならない。

(緊急安全措置)

第10条 町長は、適正な管理が行われていない空家等(特定空家等を含む。)に、倒壊、崩壊その他著しい危険が切迫し、これにより人の生命若しくは身体に対する危害若しくは財産に対する損害(以下この項において「危害等」という。)を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるときは、その危害等を予防し、又はその拡大を防ぐための必要最小限の措置(以下この条において「緊急安全措置」という。)をとることができる。

2 町長は、緊急安全措置をとるときは、当該空家等の所在地及び当該緊急安全措置の内容を当該空家等の所有者等に通知しなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないと認められるときは、この限りでない。

3 前項の場合において、町長は、当該緊急安全措置に係る所有者等又はその連絡先を確知できないときは、当該緊急安全措置に係る空家等の所在地及び当該緊急安全措置の内容を告示しなければならない。

4 町長は、緊急安全措置をとったときは、その費用を当該空家等の所有者等から徴収することができる。

(関係機関との連携)

第11条 町長は、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該空家等が所在する地域の自治会、当該地域を管轄する警察署その他関係機関に必要な協力を求めることができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

3. 与謝野町空家等対策協議会規則

平成29年10月1日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、与謝野町空家等の適正管理に関する条例（平成29年与謝野町条例第 号）第6条第1項に規定する与謝野町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の委員)

第2条 協議会の委員は、町長及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第7条第2項に規定する者（町長を除く。）のうちから町長が委嘱する者をもって充てる。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、町長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で可決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第5条 協議会は、協議のため必要があるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第7条 この規則で定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

4. 与謝野町空家等対策検討委員会設置要綱

平成25年10月30日

告示第80号

改正 平成27年7月1日告示第62号

平成27年12月28日告示第84号

平成29年4月1日告示第30号

(設置)

第1条 町内に所在する適切な管理が行われていない建築物又はこれに附属する工作物及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)(以下「空家等」という。)が年々増加し、防災、衛生、景観等生活環境上の問題として行政が放置できない課題となっており、町としての具体的な対策を検討するため、与謝野町空家等対策検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会の検討事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 空家等の情報共有、課題等の整理に関すること。
- (2) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)に基づく空家等に関する施策の推進に関すること。
- (3) 空家等の解体、撤去等に対する経費補助制度に関すること。
- (4) 空家等の継続的な調査に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、空家等の対策として必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、副町長、総務課長、企画財政課長、防災安全課長、建設課長、住民環境課長、福祉課長、観光交流課長、税務課長及び農林課長をもって組織し、委員長に副町長、副委員長に総務課長をもって充てる。

2 委員長は、委員を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員会の会議に委員以外の者を出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成25年10月30日から施行する。

附 則 (平成27年7月1日告示第62号)

この告示は、平成27年7月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月28日告示第84号)

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日告示第30号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。